

4

団することが困難な児童に対しても、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考慮する。

発達障害者支援センターとの関係
本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

留意事項等

都道府県は、実施市町村の指定に当たっては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

団域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、発達障害支援コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

診断、発達支援等の実施に当たっては、当事者や保護者に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

なお、国庫補助の対象とする期間は、三年以内とする。

۷

発達障害者支援センターとの関係
本事業では、地域に密着して発達

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じて専門的

2

都道府県は、実施市町村の指定に当たつては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

地域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、発達障害支援コードィネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

診断、発達支援等の実施に当たつては、当事者や保護者に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に

配慮する。なお、国庫補助の対象とする期間は、三年以内とする。

10

○発達障害者支援センター運営事業の実施について

○平成一七・七・八
○厚生労働省社会援護局障害保健福
祉部長通知

障害児（者）の福祉の向上についでには、かねてから特段のいじ配慮を煩わしてらるといふのである。

近年、自閉症等に対する社会的な関心が高まり、自閉症等に対する積極的な対応が求められており、平成十四年度から自閉症・発達障害支援センターを拠点とした支援体制の整備を推進しているところである。

今般、発達障害者支援法において、「自閉症・発達障害支援センター」が「発達障害者支援センター」として位置付けられたことに伴い、発達障害の早期発見、早期の支援等を図るなど、発達障害者及びその家族に対する支援を総合的に行うため、別紙のとおり「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成十七年四月一日より適用する」としたので、留意の上その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成十四年九月十日発第〇九一〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自閉症・

発達障害者支援センター運営事業の実施について

「発達障害者支援センター運営事業の実施について」は、廃止する。

別紙 発達障害者支援センター運営事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援センター（以下「センターア」という。）は、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行なう地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もつて、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害者支援法（平成十七年法律第二百六十七号）第十四条第一項に基づく指定を受けた社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人及び発達障害者の福祉の増進を目的と

して設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「社

会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にして、一体的に事業に取り組むものとする。

3 自閉症児施設等への附置

センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、原則として、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設（以下「自閉症児施設等」という。）に附置するものとする。なお、特定非営利活動法人へ委託する等、自閉症児施設等に附置しない場合においても、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、自閉症児施設等との連携を図ることと

とする。

4 センターを附置する施設等の選定

都道府県等は、自閉症児施設等の中からセンターを附置する施設等を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

5 センターの利用対象者

センターが行う事業の利用対象者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族とする。

6 事業の内容

(1) センターにおいては、地域の発達障害児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。

① 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

② 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等がらの相談に応じ、適切な指導又は助言をとともに情報提供を行ふ。

(2) 発達障害児(者)に対する相談支援

は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインター等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児(者)のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

(2) 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児(者)及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児(者)の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児(者)の医学的診断及び心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 知的障害施設、知的障害者更生施設及び保育所等に入所している発達障害児(者)に対する発達支援方法に関する指導・助言を行うものとする。
- ③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となつた場合には、センターを附置した自閉症児施設等において一時的な保護を行うものとする。なお、この場合には、短期入所(ショートステイ)の利用として取り扱うこととする。

(3) 発達障害児(者)に対する就労支援

就労を希望する発達障害児(者)に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所(市町村保健センターを含む。以下同じ)、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより普及啓発を図り、発達障害児(者)に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児(者)に対する取り組みを積極的に進めるため、自閉症児施設等の関係施設の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

(1) 職員の配置

- ① センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児(者)

発達障害者支援センター運営事業の実施について

及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

② センターは、職員であつた者が、正

当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

③ 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

8 センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、センターを附置した自閉症児施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

① 相談室等

② 事務室

③ 便所

④ その他必要な設備

9 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の発達障害児（者）及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

10 関係施設及び関係機関との連携

(1) 発達障害児（者）に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、自閉症児施設等の関係施設や児童相談所等の関係機関との密接な連携を図ること。

(2) 発達障害児（者）に対する総合的なサービスの在り方を検討するため、自閉症児施設等、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、教育委員会、公共交通安定所、地域障害者職業センター、医療機関及び障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、都道府県、市町村及び家族団体等により構成される連絡協議会を定期的に開催すること。

(3) 都道府県等及びセンターは、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所等の関係機関との連絡体制の確保に努めるここと。また、関係施設及び関係機関は、必要に応じて相互に助言や協力をを行うものとする。

11 苦情解決等

セシタには、その提供された相談支援によるものと認定され

迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

センターは、その提供した相談支援等

に關し、都道府県等が行う文書その他の

物件の提出若しくは提示の求め又は当該

都道府県等の職員からの質問若しくは照

会に応じ、並びに発達障害児（者）及び

その家族からの苦情に関して都道府県等

が行う調査に協力するとともに、都道府

県等から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従つて必要な改善を

行わなければならない。

(3) 相談支援等の実施に当たっては、本人

や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

12 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

13 経費の補助

国は、都道府県等がセンターの行う事業のために支弁した費用について、別に定めることにより補助するものとする。

協議

都道府県知事及び指定都市市長は、本要

綱に基づく事業を実施し、国の補助を受け

ようとするときは、あらかじめ別紙様式によ

り、厚生労働大臣は協議院議會諮詢を受取るものと認定され